

東京大学大学院情報理工学系研究科博士課程学生
特別リサーチ・アシスタント（IST-RA）制度実施要項

平成 27 年 12 月 17 日 教育会議
改正 令和元年 7 月 18 日 教育会議
改正 令和 3 年 5 月 20 日 教育会議

（目的）

第 1 条 東京大学大学院情報理工学系研究科（以下「本研究科」という。）における学術研究に、優れた博士課程学生を参画させ、学術研究の効果的推進、研究体制の充実及び、若手研究者として博士課程学生の育成を図るための博士課程学生特別リサーチ・アシスタント（以下、「IST-RA」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

（委嘱する学術研究業務）

第 2 条 IST-RA は、本研究科の学術研究活動に有益な学術研究業務に従事するものとする。
2 IST-RA に委嘱された学生は、採択された学術研究業務を適正に遂行しなければならない。なお、遂行にあたっては、授業等に支障のない範囲で行うものとする。

（委嘱対象者）

第 3 条 本研究科が IST-RA として委嘱することのできる者は、本研究科博士後期課程に在籍する学生とする。

ただし、原則として、以下の者は除く。

- (1) 委嘱開始時において、休学している者及び標準修業年限を超えて在学することとなる者
- (2) 職に就き給与を受けたまま本研究科に在籍する社会人学生
- (3) 文部科学省国費外国人留学生
- (4) 外国政府派遣留学生（中国政府「国家建設高水平大学公派研究生項目」による留学生を含む。）
- (5) 日本学術振興会特別研究員
- (6) 東京大学外国人留学生特別奨学制度（東京大学フェローシップ）受給者
- (7) 博士課程教育リーディングプログラム又は国際卓越大学院プログラムによる奨励金受給者
- (8) 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業（博士フェローシップ）により支援を受ける者
- (9) その他月額 12 万円（1 年間分の額として支給される場合は 12 で除した額）を超える返還義務のない各種奨学金の受給者

（採用期間・委嘱期間等）

第 4 条 IST-RA の採用期間は標準修業年限までの期間とする。ただし、毎年、IST-RA 学術研究業務終了報告書（様式 4）を提出するものとする。IST-RA 学術研究業務計画書（様式 3-1）及び指導教員評価書（様式 2）をもって審査を行い、優良と判断した場合に更新を行なう。

- 2 委嘱は年度毎に行い、委嘱期間は当該会計年度を超えない範囲内とする。
- 3 委嘱の開始日は月の初日からとし、終了日は月の末日とする。

(学術研究業務単価)

第5条 IST-RAの学術研究業務の単価は、以下のとおりとする。

月額 120,000円 又は 60,000円

ただし、他のリサーチ・アシスタントの月額単価と合算して20万円を超えることはできない。超える場合にはIST-RAの月額単価を減額するものとする。

(採用・委嘱手続き等)

第6条 本研究科においてIST-RAを採用しようとする場合は、第3条に定める者を対象に適切な範囲において、公募その他の方法により候補者を募り、IST-RA申請書(様式1)および指導教員評価書(様式2)の提出によって審査を行う。

2 本研究科教育会議が任命した選考委員会が、合理的かつ客観的な基準の下に審査を行い、採否案を作成する。これに基づいて教育会議が審議のうえ決定するものとする。

3 本研究科においてIST-RAに採用された学生に対して、毎年、IST-RA学術研究業務計画書(様式3-1)の提出を求め審査の上で、IST-RA研究業務委嘱通知書(様式3-2)を交付する。

4 第1項から第3項までの規定に基づき、IST-RAを採用・委嘱する際には、本研究科教育会議は公平性及び透明性に努めるものとする。

(学術研究業務の実施確認)

第7条 IST-RAに採用された者は、毎年の委嘱期間終了時にIST-RA研究業務終了報告書(様式4)を本研究科長あてに提出するものとする。

2 IST-RAに採用された者は、毎月、研究経過及び他の奨学金等の受給状況に係る報告書(様式5)を提出するものとする。

(委嘱内容の変更等)

第8条 本研究科及び学生において、不測に起きたやむをえない事情により、委嘱期間の途中で委嘱内容の変更、又は中止をせざるを得ない場合には、IST-RA研究業務変更通知書(様式7)、又は辞退職(様式6)の提出・受理をもってIST-RA研究業務中止通知書(様式8)を交付する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、IST-RA制度の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年5月20日から施行する。